

## [事案 2022-33] 満期保険金支払請求

・令和4年8月10日 裁定終了

### <事案の概要>

自分の親から、満期保険金が支払われると説明を受けていたことを理由に、満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成3年10月に契約した定期保険特約付終身保険について、自分に代わって契約した自分の親から、自分が60歳になれば満期保険金が支払われる保険と説明を受けていたので、満期保険金の支払いを求める。

### <保険会社の主張>

本契約は、契約者・被保険者である申立人の60歳時に満期保険金を支払う契約内容にはなっていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結の経緯や申立人の親の説明内容、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、満期保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。